

## 第三部 支出系列



## 目 次

第三部	支出系列	
第1章	支出系列の概要	3 - 1
1.	JSNA2015年(平成27年)基準改定等への対応	3 - 1
2.	県民経済計算固有の課題への対応	3 - 3
3.	民間最終消費支出	3 - 5
4.	地方政府等最終消費支出	3 - 6
5.	県内総資本形成	3 - 7
6.	財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合	3 - 9
7.	県内総生産(支出側)	3 - 9
8.	域外からの要素所得(純)	3 - 10
9.	県民総所得(市場価格表示)	3 - 10
10.	県内総生産(支出側)の実質値	3 - 10
第2章	県内総生産(支出側)(名目)	3 - 12
第1節	民間最終消費支出	3 - 12
1.	家計最終消費支出	3 - 12
(1)	『全国消費実態調査』による13目的分類	
	家計最終消費支出の推計	3 - 14
(2)	直接推計法による推計	3 - 16
(3)	全国値分割による家計最終消費支出の推計	3 - 20
参考	家計最終消費支出の目的別分類	3 - 22
2.	対家計民間非営利団体最終消費支出	3 - 26
第2節	地方政府等最終消費支出	3 - 27
(1)	一般政府の制度部門分割	3 - 27
(2)	地方政府等最終消費支出の推計	3 - 28
(3)	個別消費と集合消費への分割	3 - 28
第3節	県内総資本形成	3 - 31
1.	投資額の推計	3 - 31
1.1	総固定資本形成	3 - 31
(1)	住宅投資	3 - 31
(2)	民間企業設備	3 - 32
(3)	公的企業設備	3 - 33
(4)	一般政府	3 - 34
1.2	在庫変動	3 - 35
(1)	名目在庫残高比率	3 - 35
(2)	名目残高の算出	3 - 35
(3)	実質在庫残高の算出	3 - 35
(4)	実質在庫変動の算出	3 - 35
(5)	名目在庫変動の算出	3 - 36

2 . 税額控除額の推計	3 - 36
2 . 1 総固定資本形成	3 - 36
( 1 ) 住宅	3 - 36
( 2 ) 企業設備	3 - 36
( 3 ) 一般政府	3 - 36
2 . 2 在庫変動	3 - 36
第 4 節 財貨・サービスの移出入	3 - 38
1 . 財貨・サービスの移出入 ( FISIM を除く )	3 - 38
( 1 ) 移出額	3 - 38
( 2 ) 移入額	3 - 39
2 . 著作権等サービスの移出入 ( 純 )	3 - 40
3 . FISIM の移出入	3 - 40
第 5 節 統計上の不突合	3 - 41
第 6 節 域外からの要素所得 ( 純 )	3 - 41
第 3 章 連鎖方式による実質県内総生産 ( 支出側 )	3 - 42
1 . 概要	3 - 42
2 . 各需要項目の連鎖方式による実質化について	3 - 43

## 第1章 支出系列の概要

生産活動の結果新たに生み出された付加価値（総生産）は所得として分配され、さらにその所得は最終財生産物に対する支出として統合的に把握することができる。これが県内総生産（支出側）である。

主要系列表 - 4「県内総生産（支出側、名目）」及び主要系列表 - 5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の作成についてその推計方法を記述する。

主要系列表 - 4「県内総生産（支出側、名目）」においては、県内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入といった需要項目ごとに示している。また、主要系列表 - 4では、主要系列表 - 1の「経済活動別県内総生産（名目）」をもって「県内総生産」とし、需要項目の合計との差額を「統計上の不突合」として記録している。

主要系列表 - 5では、価格変化分を除去し数量ベースでの動向を把握するために国民経済計算に準じて連鎖方式による実質値も作成する。

### 1. JSNA2015年（平成27年）基準改定等への対応

JSNAの2015年（平成27年）基準改定等に対する支出系列での対応は、以下のとおりである。

#### （1）「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」への対応

「2015年（平成27年）産業連関表」において、従来、すべてを中間消費として記録していた「建設補修」の産出額を機能の向上や耐用年数を延ばすような「改装や改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成として記録することとなった。

国民経済計算においても、この産業連関表の変更を反映し、この「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」に係る産出部分を総固定資本形成として、民間住宅及び民間企業設備に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に新たに総固定資本形成として「改装・改修」を推計加算する。

#### （2）「分譲住宅販売マージン等」への対応

「2015年（平成27年）産業連関表」において、不動産分野の推計精度向上に向け、これまでの産業連関表では推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を新たに推計し、総固定資本形成として記録することとなった。なお、「非住宅の不動産販売マージン」については、基礎統計の制約から把握困難であるとして記録されない。

国民経済計算においてもこの産業連関表の変更を反映し、これらを「所有権移転費用」として、新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を「所有権移転費用」として総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録する。

(3) 「娯楽作品原本」及び著作権等サービスへの対応

2011年（平成23年）基準改定における2008SNA未対応課題の一つである。2008SNAでは、総固定資本形成として「知的財産生産物」を記録することとしており、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。2015年（平成27年）国民経済計算の基準改定では、「映画原本」、「テレビ番組原本」、「音楽原本」及び「書籍原本」を新たに総固定資本形成として記録することとした。

これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」ではなく、「著作権等サービス」というサービス（産出額）として記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成に記録する。また、著作権等サービスの移出入を財貨・サービスの移出入に記録する。ただし、移出入の推計過程で用いる全国値には著作権等サービスの移出入の値が内包されている。

(4) 「リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）」への対応

2015年（平成27年）基準では、2008SNAに沿ってフィナンシャルリースとオペレーティングリースを区分して記録することとした。フィナンシャルリースについては、サービスを提供する主体をすべて金融機関とし、当該金融機関から新たに発生するFISIMを推計記録する。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、フィナンシャルリースとオペレーティングリースを区分して記録することとする。国際収支でフィナンシャルリースの利子の受払がFISIMの輸出入となる部分について新たに「移出入」に記録する。ただし、FISIM輸出入（純）（フィナンシャルリースのFISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM消費額に概念上、内包されている。

(5) 「住宅宿泊事業」（以下、「民泊」という）への対応

住宅宿泊に係る事業については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の制定（2018年（平成30年）6月施行）もあり、産業としてその利用・拡大が進展している。国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定では、住宅宿泊事業法等の定義を参考に、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」の産出額の推計を新たに行った。

県民経済計算では、生産系列の推計において国民経済計算の対応に準拠し、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を対象として「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス（運輸・郵便業のうち『その他の運輸業』）」の産出額を推計する。支出系列では、帰属家賃の推計値から「住宅宿泊サービス」分を減額した上で、当該産業が産出する財貨・サービスについて「家計最終消費支出」に記録する。また、国内居住者の利用分は「国内家計消費支出」に、非居住者の利用

分は「移出」に含まれるものとする。ただし、推計においては国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない。

(6) 全国消費実態調査

『全国消費実態調査』(総務省)は、2019年(令和元年)から『全国家計構造調査』と調査名を変更して実施されている。従って、これ以降は、『全国家計構造調査』を使用する。

## 2. 県民経済計算固有の課題への対応

中央政府等の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない「準地域」に位置付けるものとする。この「準地域」は域外に含まれる。

支出系列では、2015年(平成27年)基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産(支出側)の総額に影響はない。

また、中央政府等の総固定資本形成は当該資産が所在する地域に記録する。よって、県内総生産(支出側)に影響はない。主要系列(支出)における総固定資本形成の記録は2011年(平成23年)基準の標準方式から変更はない。

主要系列表 - 4「県内総生産(支出側、名目)」の需要項目の概要は図表-1のとおりである。

図表-1 主要系列表 - 4 県内総生産(支出側、名目)の表章形式

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住宅・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 情報・通信 i. 娯楽・スポーツ・文化 j. 教育サービス k. 外食・宿泊サービス l. 保険・金融サービス m. 個別ケア・社会保護・その他 〔 (再掲) 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃) 持ち家の帰属家賃 〕 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 地方政府等最終消費支出 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府(中央政府等・地方政府等) (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的(公的企業・一般政府) 4. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入(純) (2) 統計上の不突合
5. 県内総生産(支出側)(1 + 2 + 3 + 4)
(参考) 域外からの要素所得(純) 県民総所得(市場価格表示)

(注) 1. 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。  
 2. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

### 3. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

#### (1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者家計による消費財やサービスへの支出からなる。家計部門であっても、生産者（個人企業）として生産過程で費消する財貨・サービスについては中間消費であり、最終消費支出には含まれない。

最終消費支出には、購入された財貨・サービスだけでなく、物々交換や現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（具体的には、農家の自家消費や、持ち家の帰属家賃）が含まれる。また、家計の最終消費支出には、明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、各種の免許や証明書、旅券等を得るために、つまりサービスへの対価として政府に支払う手数料も含まれる。

一方、家計が行う住宅の購入は、持ち家サービスを産出する生産者としての家計部門の支出であり、総固定資本形成に記録され、最終消費支出には含まれない。また、持ち家に対する維持・修繕（使用年数を増加させるような大規模改修ではないもの）は、持ち家サービスの生産者としての家計の支出であり、中間消費に記録される。個人税および税外負担は経常移転となるため、最終消費支出から除かれる。また、仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間および家計から対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。なお、一般政府から家計への現物社会移転（市場産出の購入）は、家計最終消費支出でなく政府最終消費支出となる（現物社会移転に係る市場産出のうち、中央政府等に係るものは準地域に移出されて中央政府等最終消費支出の一部となり、地方政府等に係るものは域内における地方政府等によって購入されて地方政府等最終消費支出の一部となる）。

家計最終消費支出は、消費者としての家計がどのような種類の効用を求め財貨・サービスを消費したのかという13の目的別に分類されている。13の目的別分類は、国際連合の示す「個別消費の目的別分類（COICOP<sup>1</sup>）」に準拠しており、食料・非アルコール、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住宅・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、情報・通信、娯楽・スポーツ・文化、教育サービス、外食・宿泊サービス、保険・金融サービス、個別ケア・社会保護・その他、からなる。

#### (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（これは雇用者報酬、中間投入額、固定資本減耗と

<sup>1</sup> COICOP (Classification of Individual Consumption According to Purpose)。最新の基準はCOICOP2018。

いった生産費用の積上げにより計測される)のうち、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」<sup>2</sup>という)や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成<sup>3</sup>に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」という)を除いた価額からなる。

ここで、(i)には、例えば、私立学校(私立大学の附属病院を除き対家計民間非営利団体に格付けされる)の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

$$\begin{aligned} \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者(非営利)」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成(R \& D)}) \end{aligned}$$

#### 4. 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、一般政府(地方政府等)が市場生産者から購入する財貨・サービス(すなわち「現物社会移転(市場産出の購入)」<sup>4</sup>)と、非市場生産者としての一般政府(地方政府等)による財貨・サービスの産出額<sup>5</sup>(これは雇用者報酬、中間投入額<sup>6</sup>、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される)のうち、ア.家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分(「財貨・サービスの販売」という)や、イ.一般政府(地方政府等)自身の総固定資本形成<sup>3</sup>に充てられる部分(「自己勘定総固定資本形成」という)を除いた価額からなる。

ここで、ア.には、例えば、各種の手数料収入や、公立大学(附属病院を除き一般政府(地方政府等)に格付けされる)の学費収入等が含まれ、イ.は、一般政府(地方政府等)に属する機関が自ら行う研究・開発(R & D)の総固定資本形成からなる。

なお、2015年(平成27年)基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録(加算)することとなる。

$$\begin{aligned} \text{地方政府等最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者(政府)」部門の産出額})(\text{地方政府等}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売})(\text{地方政府等}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成(R \& D)})(\text{地方政府等}) \\ &\quad + (\text{現物社会移転(市場産出の購入)})(\text{地方政府等}) \end{aligned}$$

<sup>2</sup> 2005年(平成17年)基準では、「商品・非商品販売」と呼称されていたものに相当する。

<sup>3</sup> 2011年(平成23年)基準でR & Dの資本化が行われたことによる。

<sup>4</sup> 2005年(平成17年)基準では「社会扶助給付」としていた公費負担医療給付(生活保護法等に基づく政府による医療負担分)が「現物社会移転(市場産出の購入)」に含まれることになった。

<sup>5</sup> 生産系列において9つの非市場生産者(政府)の活動分類別に推計される。

<sup>6</sup> 日本銀行の非市場産出分も含まれる(東京都のみ)。

## 5 . 県内総資本形成

「民間法人企業」、「公的企業」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」及び「家計(個人企業)」の生産者としての支出(購入および自己生産物の使用)のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。なお、「家計(個人企業を除く)」は、消費活動を行うが生産活動を行わないので、総固定資本形成も在庫変動も記録されない。

資産の取得・処分時に発生する所有権移転費用についても、可能なものは総固定資本形成に含めている。

「準地域」概念が導入された2015年(平成27年)基準においても、中央政府等の地域事業所において行われる総固定資本形成は資産の所在地に記録することになるため、主要系列(支出)においての表章箇所等は2011年(平成23年)基準から変更はない。

### (1) 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、国民経済計算に準拠し、県民経済計算では、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。ここで、固定資産は、生産過程により出現した非金融資産である「生産資産」のうち、生産者によって取得され、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。このため、総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家を含む個人企業分のみが記録される。

中古資産の売買は、売却と購入の部門が異なる場合、原則として、売却部門のマイナスの総固定資本形成、購入部門のプラスの総固定資本形成に記録されるが、居住者の間で行われる場合、県内全体としては相殺されるため、中古売買に係る-marginのみ総固定資本形成に記録される。

なお、中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その生産能力を増加させたり、耐用年数を大幅に延ばす支出(資本的修理)は総固定資本形成に含まれる(鉄道用レールおよび電線など取替資産等)。これに対し、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出(経常的修理・維持)は中間消費に分類される。

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義(県内概念)によって推計する。

#### 総固定資本形成の定義

ア．耐用年数1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね10万円以上の固定資産の取得に対する支出。

- イ．固定資産の取得に要する直接的経費（人件費<sup>7</sup>含む）。
- ウ．修繕補修のうち改良・改造のために支出した費用（単なる修繕補修は除く）。
- エ．鉄道用レールおよび電線など取替資産の取替分。
- オ．建設工事（住宅、住宅以外の建物、道路及びその他の構築物）で、建設仮勘定に記録されている県内向け仕掛工事（支出把握の時点は進捗ベースによる）。なお、「住宅」には所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分を、「住宅以外の建物」には建築物から上記の住宅を除いた部分を記録する。
- カ．土地改良向けの支出。
- キ．動植物（乳牛、果樹等）の取得のための費用（固定資産として取り扱われる動植物の取得は企業設備に記録する）及び会計期間中の育成自然成長分。
- ク．中古資産は、他県との間で所有権が移転するもの（償却資産等）だけを対象とし、購入した県の制度単位は取得価額を企業設備に記録すると同時に移入に記録し、売却した県の制度単位は企業設備から控除すると同時に移出に記録する。
- ケ．複数の県に跨って使用される移動性償却資産（船舶、車両、航空機等）は、総務省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査して記録する。

#### 総固定資本形成の主体

##### ア．民間

民間総固定資本形成の推計対象は、民間法人企業、家計（個人企業を含む）ならびに対家計民間非営利団体である。

##### イ．公的

公的総固定資本形成の対象は、「普通会計、非企業会計及び公的企業」である。また、公的総固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費・計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施工に必要なものだけを、工事事務費は、現場事務所の経費だけを記録する。

なお、公的総固定資本形成は進捗ベースで把握することを原則とし、国直轄の公共事業で2県以上にわたる場合はその県に該当する投資額を記録する。資本補助金（主として施設・設備補助金からなっている）は資本形成を行う主体に記録する。

なお、一般政府に含められた独立行政法人の機械設備の購入等も、公的固定資本形成に記録する。

参考までに、公的総固定資本形成を財政統計でいう公共投資概念と比較してみると、第1に、公的総固定資本形成は用地費を含まない。すなわち、土地資産の購入は付加価値の創出とは無関係であるため、総固定資本形成とはみなさない。第2に、公的と民間の区別に際し、公共投資は資金源泉主義を採るのに対し、公的総固定資本形成では最終支出主体主義を採る。たとえば、地域住民による土地改良事業等に対する政府からの補助は、事業の実施主体が家計であるため、家計の総資本形成の

<sup>7</sup> 政府の公共工事等に直接に係る職員の人件費は、総固定資本形成の価額の中に計上され、政府サービス生産者の産出額を形成するコストの人件費には計上されない。

一部となり、補助は政府から家計への資本移転として記録される。

## (2) 在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産について、ある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。仕掛品在庫は、育成生物資源の仕掛品とその他の仕掛品に分けられる。仕掛工事中の重機械器具等も含まれる。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計(個人企業を含む)に記録する。なお、金融機関、対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなされる。投資主体別としては、大きく「民間在庫」と「公的在庫」に分かれる。

在庫変動は事業所主義で記録する。船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は、発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に記録し、引き渡し時ににおいて在庫減とすると同時に発注者の総固定資本形成に記録する。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。この評価価格の差の分を除いた後(在庫品評価調整後)の計数を推計値とする。

## 6. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合

### (1) 財貨・サービスの移出入(純)

移出、移入は、域内の居住者と非居住者の間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者(非居住者)による域外(域内)での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの(への)所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入(純)には、移出と移入の差額が記録される。

2015年(平成27年)基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録(加算)することとなる。

### (2) 統計上の不突合

県内総生産(支出側)と県内総生産(生産側)は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

県民経済計算では、国民経済計算とは異なり、支出系列側に記録する。

## 7. 県内総生産(支出側)

上記3~6の合計である。統計上の不突合を含んでいるため、県内総生産(生産側)に一致する。

## 8．域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

## 9．県民総所得（市場価格表示）

県内総生産（支出側）に域外からの要素所得（純）を加算して、県民ベースの総所得が求められる。

## 10．県内総生産（支出側）の実質値

「7．県内総生産（支出側）」の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、支出側で推計した実質値（連鎖方式（3．～5．の合計）との差を、「6．財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする（図表-2を参照）。

図表-2 主要系列表 - 5 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の表章形式  
（2015 暦年（平成 27 暦年）連鎖価格）

項 目
1. 民間最終消費支出
(1) 家計最終消費支出
a. 食料・非アルコール
b. アルコール飲料・たばこ
c. 被服・履物
d. 住宅・電気・ガス・水道
e. 家具・家庭用機器・家事サービス
f. 保健・医療
g. 交通
h. 情報・通信
i. 娯楽・スポーツ・文化
j. 教育サービス
k. 外食・宿泊サービス
l. 保険・金融サービス
m. 個別ケア・社会保護・その他
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出
2. 地方政府等最終消費支出
3. 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a. 民間
(a) 住宅
(b) 企業設備
b. 公的
(a) 住宅
(b) 企業設備
(c) 一般政府（中央政府等・地方政府等）
(2) 在庫変動
a. 民間企業
b. 公的（公的企業・一般政府）
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差
5. 県内総生産（支出側）

（注）1. 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。  
2. 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

## 第2章 県内総生産（支出側）（名目）

### 第1節 民間最終消費支出

#### 1. 家計最終消費支出

家計最終消費支出の推計は、家計の13目的別に最終消費支出を推計する。

国民経済計算の13目的別に最終消費支出推計値<sup>8</sup>を分割推計することを基本とする。その手順は、以下のとおりである。

『全国消費実態調査』を基に、二人以上世帯及び単身世帯別に13目的分類別に自県分と全県分を推計する。直接推計項目は除いて推計する（推計値）。

『全国消費実態調査』は5年ごとの調査であることから、調査年間の各年については、調査年間を等比（年率）補間し、各年の『全国消費実態調査』ベースの推計をする。

直近の『全国消費実態調査』以降の各年については、上記の等比補間による年率で外挿（補外）し推計する。

直接推計項目を別途推計する。直接推計項目とは、『全国消費実態調査』では捕捉されていないSNA独自の概念による生命保険サービス等の消費支出項目（D1）及び『全国消費実態調査』補間・補外では毎年の消費動向を的確に把握していないと考えられる消費支出項目（D2）である（推計値）（図表2.1-1（注）参照）。

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』に基づく推計値と直接推計項目の推計値を13目的分類別に合算する。合算後、自県分の全県分に対する割合を13目的分類別に計算する（推計値）。

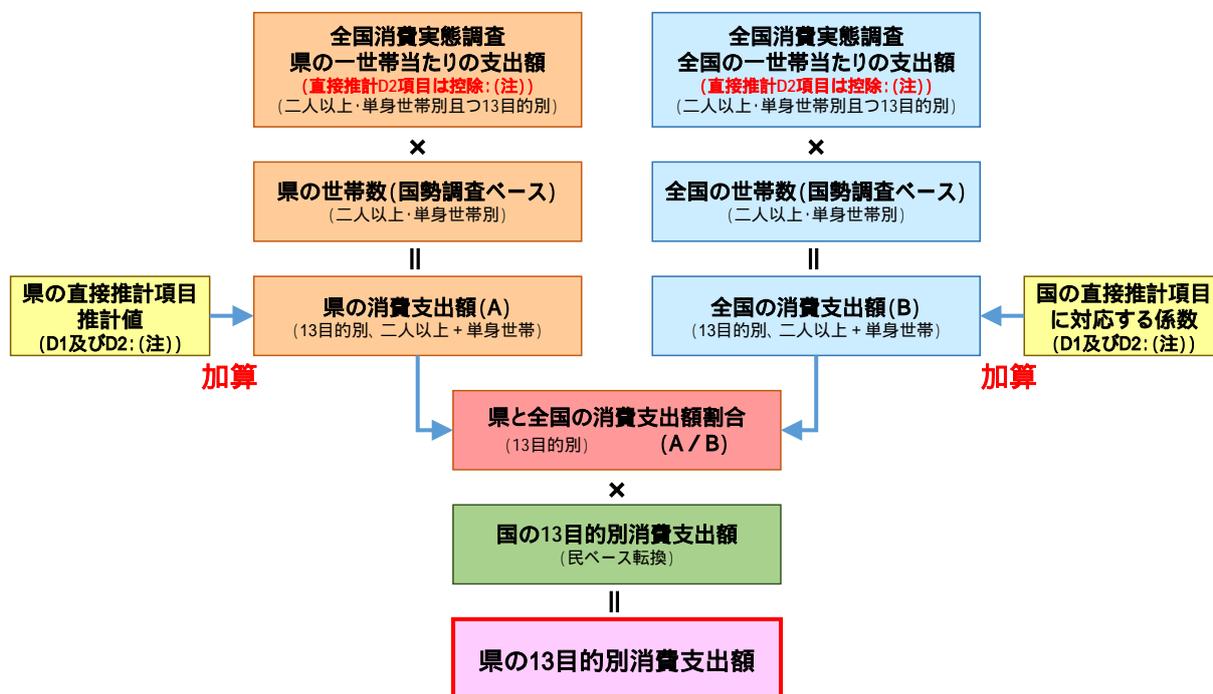
上記割合の推計値を、国民経済計算の13目的分類別家計最終消費支出に乗じて、県の13目的分類別家計最終消費支出額を推計する。なお、推計する家計最終消費支出は国民ベース概念であり、分割のもととなる国民経済計算の13目的分類別消費支出は国内概念となっていることから、全国値を国民概念（13目的分類別消費支出）に変換した上で分割する。

<sup>8</sup> 国内居住者の民泊利用分が内包されている。

推計フローの概略は図表 2.1-1 のとおりである。

図表 2.1-1 国値分割による推計方法

（『全国消費実態調査』調査年時の推計）



（注）D 1、D 2 の直接推計項目について

<p>D1（全国消費実態調査では捕捉していない SNA 概念の推計項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（生命保険サービス）</li> <li>（年金基金サービス）</li> <li>（証券手数料）</li> <li>（FISIM 消費額）</li> </ul>	<p>D2（全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（家賃（持家の帰属家賃、給与住宅差額家賃を含む））</li> <li>（非生命保険サービス）</li> <li>（自動車購入費）</li> <li>（医療費（自己負担分））</li> <li>（介護費（自己負担分））</li> </ul>
---	--

なお、『全国消費実態調査』は、令和元年調査から名称変更して『全国家計構造調査』となった。2019年（令和元年）分以降の推計においては、このガイドライン上に『全国消費実態調査』と書いてあるところを、『全国家計構造調査』と読み換えるものとする（なお、2019年（令和元年）『全国家計構造調査』では、2014年（平成26年）遡及集計も公表されている）。

## (1) 『全国消費実態調査』による13目的分類別家計最終消費支出の推計

「一世帯当たり消費支出額」を『全国消費実態調査』から推計し、これに『国勢調査』（総務省）に基づく「世帯数」を乗じて家計最終消費支出を推計する。世帯構成は、二人以上世帯及び単身世帯別に13目的分類別に自県分と全県分を推計する。

ただし、「直接推計項目のD2」に該当するもの（図表2.1-1（注）参照）については、後述の「(2) 直接推計法による推計」により推計する。

$$\text{年間消費支出} = \text{一世帯当たり1か月平均消費支出} \times 12\text{か月} \times \text{世帯数}$$

## 一世帯当たり消費支出額の推計

『全国消費実態調査』の調査年の一世帯当たり消費支出額を13目的別最終消費支出別に推計する。二人以上の世帯及び単身世帯別に13目的別消費額の一世代当たり消費支出額について、自県分及び全県計について推計することを基本とする。

2014年（平成26年）の『全国消費実態調査』（総務省）から、国際連合の示すCOICOPに移行し、国民経済計算の13目的別家計最終消費支出分類との対応が可能となっている（「参考 家計最終消費支出の目的別分類」を参照）。

## ア．『全国消費実態調査』（総務省）調査年次の推計

『全国消費実態調査』（総務省）（2009年（平成21年）調査、2014年（平成26年）調査及び2019年（令和元年）（全国家計構造調査）から、自県分及び全県計について、一世帯当たりの費目別支出額を二人以上の世帯、単身世帯それぞれについて求める。

## (ア) 二人以上の世帯

『全国消費実態調査』（総務省）（表22「全国 品目編」の「二人以上の世帯の品目別1世帯当たり1か月間の支出 地域別」の都道府県）

## (イ) 単身世帯

『全国消費実態調査』（総務省）（表12「全国 家計収支編」の「単身世帯の男女別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の全国の計数、自県分は全国と同値とする。）

ただし、以下の推計項目は控除する。

直接推計項目のうち、D2の項目

消費支出とみなされないもの

仕送り金、贈与金等、諸会費、他の負担費

## イ．『全国消費実態調査』（総務省）調査年次以外の推計（補間年及び補外年）

二人以上の世帯及び単身世帯それぞれについて、自県分と全県計分を調査年次の一世帯当たり13目的別消費支出額から補間推計する。2010年度（平成22年度）から2013年度（平成25年度）までの推計は、2009年（平成21年）調査と2014年（平成26年）調査間の等比補間とする。2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）までの推計は、2014年（平成26年）調査と2019年（令和元年）調査間の等比補間とする。2020年度（令和2年度）以降の推計は、2014年（平成26年）調査と2019年（令

和元年）調査間の等比補間の推計年率で延長して推計する。

ウ．二人以上の世帯の人員調整

二人以上の世帯の一世帯当たり支出額は世帯人員数によって異なると考えられる。このため、一世帯当たり支出額を推計する『全国消費実態調査』（総務省）の人員数は、以下で世帯数を推計するための『国勢調査』（総務省）の人員数に揃えることが考えられるが、二人以上の世帯の平均人員は、2015年（平成27年）『国勢調査』（総務省）では3.03人、2014年（平成26年）『全国消費実態調査』（総務省）でも3.03人であり、二つの調査の世帯人員はほぼ同じとみなし、特段、人員調整は行わないこととする。

エ．調査期間の調整

『全国消費実態調査』は、二人以上の世帯では9～11月、単身世帯では10～11月の調査数値となっているが、全国消費実態調査自体がもともと1年の中で収支の変動が少ない時期に調査を行っていることに加え、あくまで分割指標の作成のために使用するという観点から、4～3月の年度転換への季節的な変動を考慮した調整については特段行わないものとする。

世帯数の推計

自県分と全県分について、『国勢調査』（総務省）から世帯数を二人以上世帯と単身世帯別に推計する。

ア．二人以上の世帯

『国勢調査』（総務省）の「一般世帯総数」から「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯」を控除し、二人以上世帯数を求め、5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間時点は「人口移動統計調査」（県主管課調べ）等による世帯数で補間・補外推計する。

イ．単身世帯

『国勢調査』の「一般世帯のうち世帯人員が一人の世帯数」＋「施設等の人員総数」を5年ごとの基準時点ベンチマークとし、中間年は、直線（補間・補外）推計あるいは、基準時点の単身世帯比率を用いて推計する。

『全国消費実態調査』ベースの13目的別家計最終消費支出額の推計

ア．自県分の13目的別家計最終消費支出

二人以上世帯と単身世帯別に の一世帯当たり支出額と の世帯数を乗じ、それぞれについて自県分の13目的別家計最終消費支出を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

イ．全県計の13目的別家計最終消費支出

全県計について、二人以上世帯と単身世帯別に一世帯当たり支出額と世帯数を乗じ、それぞれについて一国全体の13目的別家計最終消費支出を推計し、二人以上世帯と単身世帯の推計値を合算する。

（2）直接推計法による推計

『全国消費実態調査』は家計最終消費支出を推計する上で基本となる統計調査である。しかし、この統計調査では、捕捉されないJSNA独自の概念による支出項目及び的確に把握していないと考えられる支出項目がある。このような項目については、別途、調査範囲を限定した生産統計などを用いて個別に推計する。以下、このような推計を「直接推計」という。

なお、次の項目を以下の理由から除外することとする。

除外する項目

ア．個人的消費（「こづかい」など）

「個人的消費」は『全国消費実態調査』では用途不明とされている「こづかい」等についての推計である。全国値を按分する推計では全国値の中には含まれカバーされることから、直接推計項目としないこととする。

イ．不動産あっせん料

「不動産あっせん料」について、全国値を按分する推計とした場合には、13目的分類では「その他」（サービス）に含まれることから、直接推計項目としないこととする。

ウ．設備修繕費

持ち家に対する設備修繕費は、持ち家サービスの生産者の中間投入であり、家計の最終消費支出ではない。家計の最終消費支出となる設備修繕費は借家人の自己負担分である。その金額は少額であると考えられること、また、多くの県で直接推計の対象としていないことから、直接推計項目としないこととする。

直接推計する項目

直接推計項目の目的別分類対応は図表2.1-2のとおり。

図表 2.1-2 直接推計項目の目的分類別対応

直接推計項目	(参考) 目的分類コード
全国消費実態調査では捕捉していない SNA 概念の推計項目 (D1)	
a. 生命保険サービス	12101
b. 年金基金サービス	12201
c. 証券手数料	12201
d. FISIM 消費額	12202
全国消費実態調査では的確に捕捉していないと考えられる推計項目 (D2)	
e. 家賃（持ち家の帰属家賃、給与差額住宅家賃を含む）	4100
f. 非生命保険サービス	12102
g. 自動車購入額	7101
h. 医療費（自己負担分）	6200 及び 6300
i. 介護費（自己負担分）	13300

ア．新規に加算する項目（D1）

(ア) 生命保険サービス

生産系列で推計される生命保険の産出額（自社開発ソフトウェア及びR & D加算前）を記録する。

なお、生命保険は対人保険であるため、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額を家計最終消費支出に記録する。

(イ) 年金基金サービス

生産系列で推計される年金基金の産出額（自社開発ソフトウェア及びR & D加算前）を記録する。年金基金も生命保険と同様に、家計のみがそのサービスを購入することから、産出額全額を家計最終消費支出に記録する。

(ウ) 証券手数料

全国値×分割比率

ここで、

- ・分割比率：『全国消費実態調査』から二人以上世帯の全世帯一世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券をとり、それに世帯数を乗じた額の対全県計比で分割する。

(I) FISIM消費額

家計のFISIM消費額は、第二部「分配系列」第2章第4節1．利子(3)「制度部門別FISIM消費額」での推計結果のうち、「消費者家計FISIM消費額」とする。

$$\begin{aligned} \text{消費者家計FISIM消費額} &= \text{消費者家計借り手側FISIM消費額} \\ &+ \text{消費者家計貸し手側FISIM消費額} \end{aligned}$$

イ．『全国消費実態調査』の推計からは控除後、別途推計加算する項目（D2）

(ア) 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）

借家の支払い家賃、持ち家の帰属家賃及び給与住宅に係る家賃の合計である<sup>9</sup>。持ち家及び給与住宅の家賃単価（床面積当たり）については、民間借家の平均家賃単価で擬制する。

家賃の推計は、『住宅・土地統計調査報告』（総務省）の調査時点をベンチマークとし、借家、持ち家、給与住宅別および構造（木造、非木造）別に

住宅総床面積×単価（1㎡当たり家賃）

で推計するが、中間時点は、住宅床面積については、『建築着工統計調査報告』（国土交通省）、単価について『消費者物価指数』（総務省）で補間、補外する。

なお、住宅の種類を図表2.1-3のように分類し、それぞれについて家賃単価と延べ面積を推計し、家賃総額を推計する。

<sup>9</sup> 「給与住宅に係る家賃」は、給与住宅提供者が不動産業（住宅賃貸業）として生産し、これを家計が購入したとみなす分（差額家賃）及び入居者が実際に支払った分の合計である。

図表 2.1-3 住宅種類の分類

所有別	専用、併用別 / 所有別	構造別
借家	居住専用住宅	木造
		非木造
	公営・都市再生機構(UＲ)・ 公社の借家	木造
		非木造
	民営借家	木造・非木造
居住併用住宅	木造・非木造	
持ち家	居住専用住宅	木造
		非木造
	居住併用住宅	木造・非木造
給与住宅	居住専用住宅	木造
		非木造

(注)「都市再生機構(UＲ)」は、非木造のみであるが、推計は「公営・公社の借家」と合算したものを使用。

借家の支払家賃は『全国消費実態調査』に計上されているが、これを一旦控除したのち、ここで総家賃として別途推計し加算する。

持ち家の帰属家賃については、民泊産出額のうち「住宅宿泊サービス」分を減額させる必要がある<sup>10</sup>。

民泊産出額のうち「住宅宿泊サービス」の推計方法については、第一部「生産系列」の第2章第1節11. 不動産業(1)71 住宅賃貸業を参照。

ここで求められる家賃総額が生産系列では、住宅賃貸業の産出額となり、同時に家計最終消費支出に記録する(生産系列に記録する推計値は、「(3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計」過程に入る前の推計値を指す)。ただし、震災時等の「借上げ仮設住宅」の家賃分(現物社会移転(市場産出の購入))が発生している場合には、以下で求められる家賃総額から「借上げ仮設住宅」家賃の現物社会移転(市場産出の購入)分を控除したものを家計最終消費支出の「家賃」とする。

なお、持ち家の帰属家賃については、主要系列「県内総生産(支出側)(名目)」表章の「(再掲)持ち家の帰属家賃」として記録する。

#### (イ) 非生命保険のサービス料

生産系列で推計される非生命保険の産出額(自社開発ソフトウェア及びR&D加算前)に、家計分割率を乗じて求める。

家計分割率は、分配系列の「非生命保険金および非生命保険純保険料」推計における制度部門分割比率のうちの家計分を用いる(分配系列第2章第2節3. その他の経常移転(1)非生命保険金及び非生命保険純保険料)。

<sup>10</sup> 具体的には、「自県持ち家帰属家賃 - 自県の民泊控除額」のこと。第2章第1節11. 不動産業(1)71 住宅賃貸業を参照。

(ウ) 自動車購入額

自動車については、5年おき公表の『全国消費実態調査』を補間する推計方法では毎年の消費動向を把握することができず、高額商品のため家計消費支出に対する影響も大きいと直接推計項目とする。

よって、2015年（平成27年）基準では、以下のとおり、「新車登録台数（家計分）」に「平均単価」を乗じて購入額を推計する方法とする。

「新車登録台数×平均単価」による推計方法

全国の自動車の家計消費支出額を「新車登録台数（家計）×平均単価」の自県の対全県割合で分割推計する。

具体的には、以下のように推計する。

自動車購入額 = 全国の自動車の家計消費支出額 × 分割比率

ここで、

- ・ 全国の自動車の家計消費支出額：全国値
- ・ 分割比率：自動車購入額の自県分の対全県計比

全県分の自動車購入額

= 全県分の普通車の新車登録台数 × 普通車の平均単価  
× 全県分の家計割合 + 全県分の小型車の新車登録台数  
× 小型車の平均単価 × 全県分の家計割合  
+ 全県分の軽乗用車の新車登録台数 × 軽乗用車の平均単価  
× 全県分の家計割合

自県分の自動車購入額

= 自県分の普通車の新車登録台数 × 普通車の平均単価  
× 自県分の家計割合 + 自県分の小型車の新車登録台数  
× 小型車の平均単価 × 自県分の家計割合  
+ 自県分の軽乗用車の新車登録台数 × 軽乗用車の平均単価  
× 自県分の家計割合

ここで、

- ・ 普通車、小型車の新車登録台数：  
「全県及び都道府県別車種別年間登録台数」
- ・ 軽乗用車の新車登録台数：  
『軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査（販売）台数』（全国軽自動車協会連合会）の乗用車（全県分及び自県分）。
- ・ 普通車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）普通車（国産車）と普通車（輸入車）の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の品目ウエイトで加重平均する。2014年以前は2.00L超の単価をそのまま使用する（自県分

## 第2章 県内総生産（支出側）（名目）

### 第1節 民間最終消費支出

も全県分も同じ単価）。

- ・小型車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）小型車（国産車）と小型車（輸入車）の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の2015年（平成27年）品目ウエイトで加重平均する。  
なお、2016年（平成28年）以前の小型車（国産車）は1.5以下と1.5超の平均単価を『消費者物価指数』（総務省）の2010年（平成22年）品目ウエイトで加重平均する（自県分も全県分も同じ単価）。
- ・軽乗用車の平均単価：『小売物価統計調査（動向編）』（総務省）軽乗用車の平均単価（自県分も全県分も同じ単価）。
- ・全県分の家計割合：2015年（平成27年）産業連関表全国表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合。
- ・自県分の家計割合：2015年（平成27年）県産業連関表の乗用車（自動車）の総固定資本形成と家計消費支出の割合。

家計割合は、国及び県産業連関表から「乗用車の家計消費支出 / {乗用車総固定資本形成（公的 + 民間） + 乗用車の家計消費支出}」をとる。

#### (I) 医療費(自己負担分)

生産系列で推計した保険適用となる傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払分を記録する。

#### (オ) 介護費(自己負担分)

生産系列で推計した総介護費のうちの自己負担分を記録する。すなわち、  
自己負担分

= 生産系列の介護の産出額（自社開発ソフトウェア及びR&D加算前）  
- 分配系列の介護の現物社会移転（福祉用具購入分を除く）

なお、福祉用具購入費を現物社会移転から控除して、産出額から差し引くのは、介護の産出額には福祉用具購入費を含まないことによる。

#### (3) 全国値分割による家計最終消費支出の推計

自県分と全県分それぞれについて、『全国消費実態調査』による推計値と直接推計項目の推計値を合算した上で、全県分に対する自県分の割合を推計する。その割合を国民経済計算の13目的別家計最終消費支出に乗じて、県の13目的別家計最終消費支出を推計する。

13 目的別家計最終消費支出の自県分割合

ア．自県分 = 『全国消費実態調査』による自県分推計値	上記（１）で推計
+ 自県分直接推計値	上記（２）で推計
イ．全県分 = 『全国消費実態調査』による全県分推計値	上記（１）で推計
+ 全県分直接推計値	上記（２）で推計

13 目的別に家計最終消費支出額の全県計に対する自県分の割合を推計する。

ウ．自県分割合

$$ウ = ア / イ \text{ (13目的別)}$$

全国値の国内ベースから国民ベースへの転換

分割する国民経済計算の「家計の13目的別最終消費支出」(『国民経済計算』(付表12 家計の目的別最終消費支出の構成)の計数は国内概念の家計最終消費支出であることから、これを国民概念(国民ベース)に転換する。

『国民経済計算』(主要系列表1)から居住者家計の海外での直接購入を加算し、非居住者家計の国内での直接購入を控除することで国民概念に変換する。ただし、直接購入額の13目的別家計最終消費支出への分割については、2015年(平成27年)産業連関表(全国表)の輸入(直接購入)及び輸出(直接購入)の品目構成を援用する。その13目的別構成比は2015年度(平成27年度)から固定して利用する。

なお、『全国消費実態調査』(総務省)(一世帯当たりの支出額)は、居住者家計の県外での消費支出が含まれ、非居住者家計の県内での消費支出は含まれないこととなり、県民ベースの家計最終消費支出を把握している県民概念の調査である。よって、分割指標としては、国民ベースの全国値を各県民の13目的別家計最終消費支出に分割するものとする。

13目的別家計最終消費支出の推計

の全国の13目的別家計最終消費支出に上記 ウの自県分割合を乗じて推計する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類（2011年（平成23年）基準版）

目的分類		目的分類	
1. 食料・非アルコール		7. 交通	
1101	パン及び穀物	7101	自動車
1102	肉及び肉加工品	7102	オートバイ
1103	魚及び水産加工品	7103	自転車及びその他の輸送機器
1104	ミルク、チーズ及び卵	7201	予備部品及び付属品
1105	油脂	7202	燃料及び潤滑油
1106	果物	7203	個人輸送機器の保守及び修理費
1107	野菜	7204	その他のサービス（交通）
1108	砂糖、チョコレート及び菓子	7301	鉄道旅客輸送
1109	その他の食料品	7302	道路旅客輸送
1201	コーヒー、茶及びココア	7303	航空旅客輸送
1202	その他の非アルコール飲料	7304	外洋・沿海・内水面旅客輸送
2. アルコール飲料・たばこ		7305	その他の輸送サービス
2100	アルコール飲料	8. 通信	
2200	たばこ	8100	郵便
3. 被服・履物		8201	電話及び電報
3101	糸及び生地	8202	その他の通信サービス
3102	衣服	9. 娯楽・レジャー・文化	
3103	その他の衣服及び衣服装飾品	9101	ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器
3104	クリーニング及び衣服の修理費	9102	写真・撮影用装置及び光学器械
3201	靴及びその他の履物	9103	情報処理装置
3202	履物の修理費	9104	記録媒体
4. 住宅・電気・ガス・水道		9105	パソコン
4100	住宅賃貸料	9106	視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費
4201	水道料	9201	楽器
4202	廃棄物処理	9202	音楽機器の修理費
4301	電気	9301	ゲーム及び玩具等
4302	ガス	9302	スポーツ用具等
4303	液体燃料	9303	庭、草木及びペット関連商品・サービス
4304	固体燃料	9401	レクリエーション及びスポーツサービス
4305	熱エネルギー	9402	文化サービス
5. 家具・家庭用機器・家事サービス		9403	ギャンブル性ゲーム
5101	家具及び装備品	9501	書籍
5102	絨毯及びその他の敷物	9502	新聞及び定期刊行物
5103	家具・装備品及び敷物類の修理費	9503	その他の印刷物
5200	家庭用繊維製品	9504	文房具及び画材
5301	家庭用器具	9600	パッケージ旅行
5302	家庭用器具の修理費	10. 教育	
5400	ガラス器具類、食器類及び家庭用品	10100	教育
5500	住宅及び庭用の工具備品	11. 外食・宿泊	
5601	家庭用消耗品	11100	飲食サービス
5602	家庭サービス及び家事サービス	11200	宿泊施設サービス
6. 保健・医療		12. その他	
6101	薬品及びその他の医療製品	12101	美容院及び身体手入れ施設
6102	治療用機器	12102	個人ケア用器具及び製品
6200	外来・病院サービス	12201	宝石及び時計
6300	入院サービス	12202	その他の身の回り品
6400	介護サービス	12301	生命保険
		12302	非生命保険
		12400	金融サービス
		12500	その他のサービス
		12600	FISIM

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

参考 家計最終消費支出の目的別分類（2015年（平成27年）基準版）（次頁に続く）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
<b>1. 食料・非アルコール</b>					
1101 パン及び穀物					並、販
1102 肉及び肉加工品					並、販
1103 魚及び水産加工品					並、販
1104 ミルク、チーズ及び卵					並、販
1105 油脂					並、販
1106 果物					並、販
1107 野菜					並、販
1108 砂糖、チョコレート及び菓子					並、販
1109 その他の食料品					並、販
1201 コーヒー、茶及びココア					並
1202 その他の非アルコール飲料					並
<b>2. アルコール飲料・たばこ</b>					
2100 アルコール飲料					並
2200 たばこ					並
<b>3. 被服・履物</b>					
3101 糸及び生地					並
3102 衣服					並
3103 その他の衣服及び衣服装飾品					並
3104 クリーニング及び衣服の修理費					共
3201 靴及びその他の履物					並
3202 履物の修理費					共
<b>4. 住宅・電気・ガス・水道</b>					
4100 住宅賃貸料					共
4201 水道料					共、販
4202 廃棄物処理					共、販
4301 電気					共
4302 ガス					並
4303 液体燃料					並
4304 固体燃料					並
4305 熱エネルギー					並
<b>5. 家具・家庭用機器・家事サービス</b>					
5101 家具及び装備品					並、販
5102 絨毯及びその他の敷物					並
5103 家具・装備品及び敷物類の修理費					共
5200 家庭用繊維製品					並
5301 家庭用器具					並
5302 家庭用器具の修理費					共
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品					並
5500 住宅及び庭用の工具備品					並
5601 家庭用消耗品					並
5602 家庭サービス及び家事サービス					共

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

（前頁の続き）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
<b>6. 保健・医療</b>					
6101 薬品及びその他の医療製品					並
6102 治療用機器					並
6200 外来・病院サービス					共
6300 入院サービス					共
<b>7. 交通</b>					
7101 自動車					共
7102 オートバイ					共
7103 自転車及びその他の輸送機器					並
7201 予備部品及び付属品					並
7202 燃料及び潤滑油					並
7203 個人輸送機器の保守及び修理費					共
7204 その他のサービス（交通）					並
7301 鉄道旅客輸送					並
7302 道路旅客輸送					並
7303 航空旅客輸送					並
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送					並
7305 その他の輸送サービス					並
7400 郵便					並
<b>8. 情報・通信</b>					
8101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器					並
8102 情報処理装置					並
8103 記録媒体					並
8104 パソコン					並
8105 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費					共
8201 電話及び電報					並
8202 その他の通信サービス					並
<b>9. 娯楽・スポーツ・文化</b>					
9100 写真・撮影用装置及び光学器械					並
9201 楽器					並
9202 音楽機器の修理費					共
9301 ゲーム及び玩具等					並
9302 スポーツ用具等					並
9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス					並
9401 レクリエーション及びスポーツサービス					共、販
9402 文化サービス					共、販
9403 ギャンブル性ゲーム					共
9501 書籍					共
9502 新聞及び定期刊行物					共
9503 その他の印刷物					並
9504 文房具及び画材					並
9600 パッケージ旅行					並

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第1節 民間最終消費支出

（前頁の続き）

目的分類	耐久財	半耐久財	非耐久財	サービス	推計項目
<b>10 . 教育サービス</b>					
10100 教育					並、販
<b>11 . 外食・宿泊サービス</b>					
11100 飲食サービス					共、販
11200 宿泊施設サービス					共、販
<b>12 . 保険・金融サービス</b>					
12101 生命保険					共
12102 非生命保険					共
12201 金融サービス					共
12202 FISIM					共
<b>13 . 個別ケア・社会保護・その他</b>					
13101 美容院及び身体手入れ施設					共
13102 個人ケア用器具及び製品					並
13201 宝石及び時計					並
13202 その他の身の回り品					並
13300 介護サービス					共
13900 その他のサービス					共、販

（注）推計項目については、「並」は並行推計項目、「共」は共通推計項目、「販」は財貨・サービスの販売に対応する。複数の記号が記載されている場合は複数の推計方法による値の合計となっている。

## 2. 対家計民間非営利団体最終消費支出

生産系列の5経済活動別に推計した「非市場生産者（非営利）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いたものが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。

なお、対家計民間非営利団体最終消費支出は全額、家計への現物社会移転（非市場産出）となる。

$$\begin{aligned} \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} &= (\text{「非市場生産者（非営利）」部門の産出額}) \\ &\quad - (\text{財貨・サービスの販売}) \\ &\quad - (\text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）}) \end{aligned}$$

自己勘定総固定資本形成（R & D）

$$\begin{aligned} &= \text{全国値の「対家計民間非営利団体」のR \& D} \\ &\quad \times \text{非市場生産者（非営利）の産出額割合} \end{aligned}$$

非市場生産者（非営利）産出額割合

$$\begin{aligned} &= \text{自県分の非市場生産者（非営利）産出額計} \\ &\quad / \text{全国値の非市場生産者（非営利）産出額} \end{aligned}$$

## 第2節 地方政府等最終消費支出

生産系列の9経済活動別に推計した「非市場生産者（政府）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定総固定資本形成（R & D）」を差し引いて、「現物社会移転（市場産出の購入）」を加算したもののうち、中央政府等最終消費支出とならないものが地方政府等最終消費支出となる（図表2.2-1参照）。

2015年（平成27年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産（支出側）の総額に影響はない。

### （1）一般政府の制度部門分割

主に分配系列で構成項目を作成する付表1（地方政府等の制度部門別所得支出勘定）では地方政府（都道府県・市町村）、地方社会保障基金について集計を行い、制度部門別最終消費額を作成する。

制度部門は「政府諸機関の分類」を参照する。

財貨・サービスの販売については、中央政府は「国・歳入歳出区分」、地方政府は「地方政府・歳入歳出項目取引分類」を参照し積上げを行う。なお、財貨・サービスの販売の作業分類×制度部門の値を推計する方法として、『地方財政状況調査』から使用料、手数料等のデータによるウエイトを作成し、財貨・サービスの販売総額を按分することも考えられる。

現物社会移転（市場産出の購入）の負担主体は、以下のように分類される。

社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分は全国・地方社会保障基金に分類  
公費負担医療給付は中央政府又は地方政府（都道府県・市町村）に分類  
教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金は中央政府に分類

なお、「県民経済計算標準方式」の勘定には記載されていないが、中央政府と全国社会保障基金の最終消費支出のうち「個別消費」は、県内に居住する家計に記録されるため、「家計現実最終消費」に含まれることとなる。

（2）地方政府等最終消費支出の推計

地方政府等最終消費支出

$$\begin{aligned} &= \text{「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等）}^{11} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの販売（地方政府等）} \\ &\quad - \text{自己勘定総固定資本形成（R \& D）（地方政府等）} \\ &\quad + \text{現物社会移転（市場産出の購入）（地方政府等）} \end{aligned}$$

上記推計式の各項目は、地方政府等分のみを使用する。

そのため、各項目を地方政府等分と中央政府等分に分割する必要がある。

ア．「非市場生産者（政府）」部門の産出額

生産系列で推計した5区分（中央政府の地域事業所、都道府県、市町村、全国社会保障基金、地方社会保障基金）の産出額を使用する。

イ．財貨・サービスの販売

（1）で記載した方法で、地方政府等分と中央政府等分を集計する。

ウ．自己勘定総固定資本形成（R \& D）

全国の「一般政府」のR \& Dを、自県分の非市場生産者（政府）の産出額の対全国比で分割する。その計数を生産系列で推計した5区分（中央政府の地域事業所、都道府県、市町村、全国社会保障基金、地方社会保障基金）の産出額比率で按分推計する。

エ．現物社会移転（市場産出の購入）

現物社会移転（市場産出の購入）については、分配系列第2章第2節2.3.2現物社会移転（1）市場産出の購入における図表2.2-39「市場産出の購入」に含まれる項目を参考にして、地方政府等分と中央政府等分を集計する。

（3）個別消費と集合消費への分割

一般政府の最終消費支出は、個々の家計の便益のために行う「個別消費支出」（以下、「個別消費」という。）と、社会全体のために行う「集合消費支出」（以下、「集合消費」という。）とに分かれる。

前記のとおり、現物社会移転（市場産出の購入）の対象となった財貨・サービスは、費用負担の側面から見ると、一般政府において最終消費（「最終消費支出」）されることになる。一方で、便益享受の側面から見ると、当該の財貨・サービスは一般政府から家計へ移転されて最終消費（「現実最終消費」）される。これらの定義から、現物社会移転（市場産出の購入）される消費支出は、個別消費に含まれる。また、一般政府が自己消費する財貨・サービスのうち、教育や保健衛生など個々の家計向け分野に係る消費支出分（「現物社会移転（非市場産出）」に相当）も個別消費に含まれる。

これに対し、外交や防衛、警察等といった社会全体の便益のためのサービス産出の消費分については集合消費に含まれる。

<sup>11</sup> なお、日本銀行の非市場産出は、非市場生産者（政府）のコスト（中間投入）とされている（東京都のみ）。

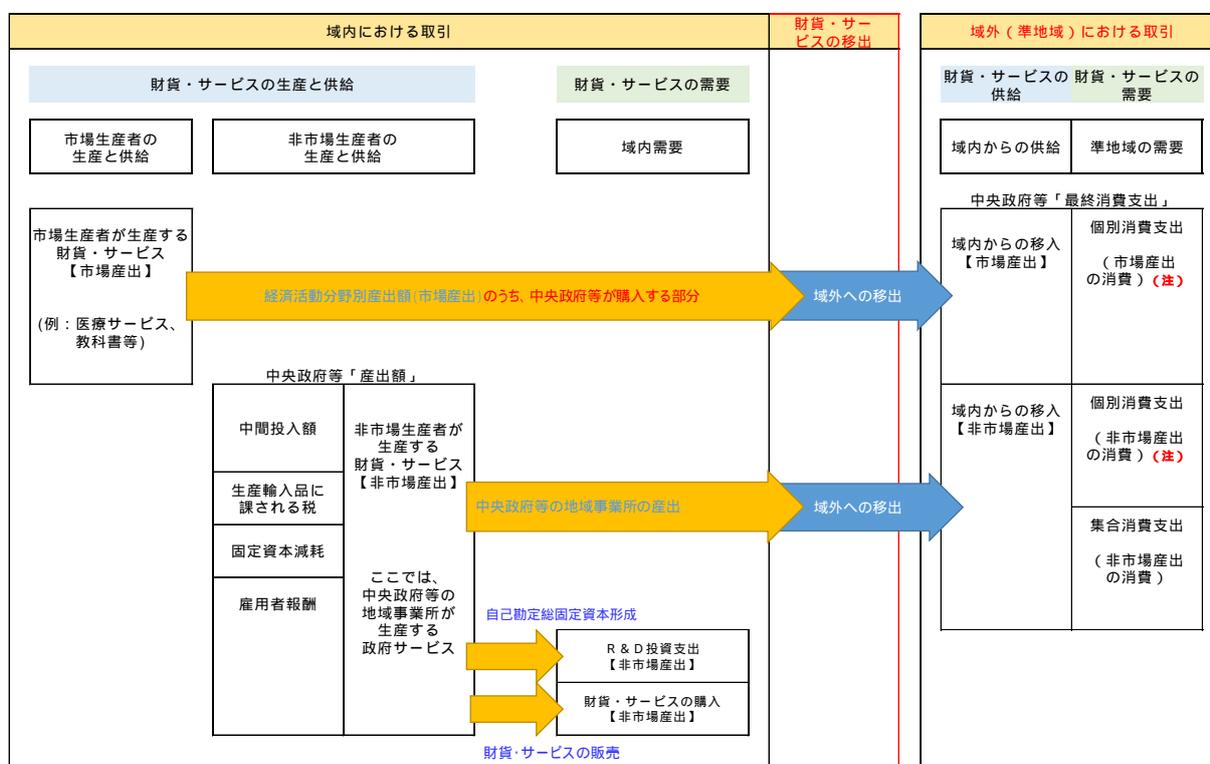
第2章 県内総生産（支出側）（名目）  
第2節 地方政府等最終消費支出

2011年（平成23年）基準では、非市場生産者（政府）の経済活動分野（作業分類）ごとに「個別消費」と「集合消費」それぞれを推計することとした。

加えて、2015年（平成27年）基準からは、「中央政府等の扱い変更」に伴い、一般政府（地方政府等）の地方政府等最終消費支出には、県内の地方政府等が最終消費する部分のみを記録し、域外（準地域）に存在する中央政府等が最終消費するものは、「移出」に記録する。なお、中央政府等最終消費支出相当額を推計したとき、「現物社会移転（市場産出の購入）」の額に移入（域外からの購入）によるものが含まれているときは、その移入相当額を移出に含める。他方、「現物社会移転（市場産出の購入）」の推計対象を域内で産出された財貨・サービスのみ限定しているときは、その域内産出額のみを現実社会移転相当額の移出に記録する。

図表2.2-1は、勘定項目と個別消費と集合消費の関係概念を図示している。

図表 2.2-1 個別消費と集合消費の概念図



(注) 中央政府と全国社会保障基金の個別消費支出に相当する現物社会移転(市場産出の購入、非市場産出)は、制度部門別所得支出勘定の家計部門の受取側の「(参考)現物社会移転」に記録する(家計の最終消費支出に当該現物社会移転を加えたものは、2011年(平成23年)基準の県民経済計算では推計及び表章していない「調整可処分所得」を源泉とする便益享受ベースの「家計の現実最終消費」に相当する)。

$$\text{最終消費支出} = \text{個別消費支出} + \text{集合消費支出}$$

$$\text{個別消費支出} = \text{現物社会移転(市場産出の購入)} + \text{現物社会移転(非市場産出)}$$

一般政府の最終消費支出を中央政府と地方政府、個別消費と集合消費、それぞれの

第2章 県内総生産（支出側）（名目）

第2節 地方政府等最終消費支出

制度単位、区分に沿って、分類を行う場合には、図表 2.2-2 を参考に分類を行う。また、作業分類「93（政府）公務」については、決算書データの積上げによらず、個別消費と集合消費の推計を行う場合は、産業連関表（全国）の「第3部 部門別品目別国内生産額表（2）最終需要部門」から得られる中央政府及び地方政府それぞれに記録されている集合消費、個別消費の額の比を用いて分割してもよい。

（参考）中央政府と地方政府の個別消費と集合消費のそれぞれへの分割に利用可能なデータ

コード	名称
731101	中央政府集合的消費
731102	地方政府集合的消費
731103	中央政府個別的消費
731104	地方政府個別的消費

出所：産業連関表（全国）「第3部 部門別品目別国内生産額表（2）最終需要部門」

図表 2.2-2 一般政府内の経済活動別（作業分類）の会計区分等との対応及び個別消費と集合消費の区分

経済活動別 （作業分類）	中央政府等（準地域に存在）		地方政府等			個別消費と 集合消費の 区分
	中央政府 （地域事業所）	全国社会 保障基金	都道府県	市町村	地方社会 保障基金	
89（政府）下水道	なし	なし	公営企業 会計	公営企業 会計	なし	集合消費
90（政府）廃棄物処理	なし	なし	普通会計 または 公営企業 会計	普通会計 または 公営企業 会計	なし	集合消費
91（政府）水運施設管理	海上保安庁等	なし	普通会計	普通会計	なし	集合消費
92（政府）航空施設管理	航空管制	なし	普通会計	普通会計	なし	集合消費
93（政府）公務	一般会計	基金・ 年金事務所	普通会計	普通会計	基金	個別消費・ 集合消費（注）
94（政府）教育	国立大学法人等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費
95（政府）社会教育	国立博物館等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費
96（政府）学術研究	国立研究所	なし	個別機関 決算書	個別機関 決算書	なし	集合消費
97（政府）保健衛生・ 社会福祉	検疫所等	なし	普通会計	普通会計	なし	個別消費

- （注）1．県民経済計算では、推計便宜上、図表のとおり、個別・集合消費を区分して推計する。
- 2．中央政府の地域事業所、都道府県、市町村は、個別消費と集合消費がある。
- 3．中央政府の地域事業所は、機関ごとに格付、これに依らない場合は全国産業連関表の集合消費と個別消費の割合で分割。
- 4．都道府県及び市町村の集合消費と個別消費の割合は、全国産業連関表の値を用いて分割。
- 5．全国・地方社会保障基金は、現物社会移転に該当するものは個別消費、それ以外のものは個別消費と集合消費がある。

### 第3節 県内総資本形成

推計は、消費税込み（グロス表示）で推計し、その上で投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動に係る消費税の控除分）を修正する（修正グロス表示）。

投資額（修正グロス表示）＝投資額（グロス表示）－仕入れに係る消費税の控除額

控除額は、生産系列において一括「総資本形成に係る消費税」として欄外処理（控除）される。

なお、全国値を按分する場合は、当該計数が修正グロス表示の計数であるため、改めて修正する必要はないが、控除額は、生産系列で一括控除するため推計は行方。

以下、「1．投資額の推計」、「2．税額控除額の推計」について記す。

#### 1．投資額の推計

##### 1．1 総固定資本形成<sup>12</sup>

###### （1）住宅投資

住宅は所有のいかんを問わず、居住専用住宅、産業併用住宅の居住用部分について記録する。

民間住宅と公的住宅に分けて推計する。

民間住宅は、機能向上・耐用年数延長を伴う「改装・改修」（リフォーム・リニューアル）を新たに含める。

公的住宅は、2011年（平成23年）基準以前より決算書からの積上げによる推計を行っており、「改装・改修」（リフォーム・リニューアル）の金額は既に含まれていたため、新たに加算推計は行わない。

民間住宅

民間住宅投資額＝住宅投資総額（グロス表示）

－公的住宅（グロス表示）

住宅投資総額＝（民間住宅（改装・改修以外）

＋公的住宅）×分割比率1

＋民間住宅（改装・改修）×分割比率2

民間住宅（改装・改修以外）＝民間住宅（総額）－民間住宅（改装・改修）

ここで、

<sup>12</sup> 我が国のSNAにおける知的財産生産物に係る総固定資本形成に該当する固定資産として、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで自社開発のものを含む）とR&D（研究・開発）があるが、県民経済計算では鉱物探査については地域を特定する資料などが得られないことから推計の対象外とする。なお、2005年（平成17年）基準まで無形固定資本形成とされていたプラントエンジニアリングについては、2011年（平成23年）基準では「構築物」と一体化されたものとして計上されるため含まれる。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）  
第3節 県内総資本形成

- ・ 分割比率1：『建設総合統計』（国土交通省）より居住用年度計工事費（出来高ベース）の対全国比を求める。
- ・ 分割比率2：『建設工事施工統計』（国土交通省）の「第7表 大臣・知事許可別、業者所在都道府県別 - 業者数、完成工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産、兼業売上高」より民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比を求める。
- ・ 民間住宅（総額）：全国値。
- ・ 民間住宅（改装・改修）：全国値。
- ・ 公的住宅：全国値。

公的住宅

- ア．中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」または、直接照会における公務員宿舍施設費の自県分をとる（防衛関係支出のうちの「公務員宿舍施設費」を含む）。
- イ．地方政府は、『地方財政統計年報』（総務省）における普通建設事業費のうちの住宅費とし、公営事業会計分は各会計の決算書や直接照会で把握する。
- ウ．都市再生機構（旧都市基盤整備公団（住宅都市整備公団））および地方住宅供給公社の賃貸住宅に係る住宅建設費をとる。ただし、分譲分については家計の住宅投資となることから控除する。  
分譲分の推計は、分譲住宅・賃貸住宅の建設戸数等により求める。

以上に用地費、補償費を含むと考えられる場合はそれを控除する。

（2）民間企業設備

民間企業設備は、JSNAの固定資本マトリックスに従い資産分類別に分け、そのうち「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」を「製造業」と「製造業以外」に分けて推計する。JSNAの固定資本マトリックスの当該計数をJSNAの民間企業設備額で年度転換する。

「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業」分については、『工業統計表』（経済産業省）の有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比で分割する。

「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分については、（適切な補助データがないため、）各県の総生産に対して、『国民経済計算』の総生産に占める「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分の投資額の比率を乗じて算出する。

「育成生物資源」については、『生産農業所得統計』（農林水産省）の

「果実（果樹）＋乳牛＋その他の畜産」の産出額の対全国比で分割する。

「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」については、各県の総生産に対して、『国民経済計算』の総生産に占める研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェアの投資額の比率を乗じて算出する。

「娯楽作品原本」については、『経済センサス（活動調査）』（総務省・経済産業省）における「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計からNHKの受信料収入＋交付金収入（放送受信契約数で県別按分）を控除した額の自県分の対全国比で分割する。

控除額 = 投資額（修正グロス表示）× 投資税額控除比率

ここで、

・ 投資額（修正グロス表示）

：上記～ 。上記、の分割指標が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

・ 投資税額控除比率：全国値

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、第一部生産系列第2章の「第3節（控除）総資本形成に係る消費税」において、一括して表章している。よって、市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

### （3）公的企業設備

決算書等による推計

各企業の決算書から次のいずれかの方法によって求める。

#### ア．残高増減法

(ア) 会計帳簿が間接法によっている場合

$$\begin{aligned} \text{設備投資額} &= (\text{期末残高} - \text{期末引当金}) \\ &\quad - (\text{期首残高又は前期末残高} - \text{期首引当金又は前期末引当金}) \\ &\quad + \text{当期減価償却費} \end{aligned}$$

(イ) 会計帳簿が直接法によっている場合

$$\text{設備投資額} = \text{期末残高} - \text{期首残高} + \text{当期減価償却費}$$

(ア)、(イ)いずれの場合でも、年度間に滅失したものがあれば、その分を加算する。

#### イ．直接投資額法

$$\text{設備投資額} = \text{期中投資額} - \text{用地費および補償費} + \text{固定資産除却損等}$$

による。

積上げの段階で金融と非金融は分けて推計する。

#### 研究・開発（R & D）の加算

の推計値にはR & Dが含まれないことから、R & D分を に加算する。加算するR & Dは、全国の「固定資本マトリックス」から企業設備におけるR & D投資額比率を上記 に乗じて推計する。

$$\text{R \& D 投資額比率} = \frac{\text{全国の公的企業 R \& D 投資額}}{\text{全国の公的企業設備（R \& Dを除く）}}^{13}$$

#### 娯楽作品原本

公的企業設備の「娯楽作品原本」については、JSNAの固定資本マトリックスの当該計数をJSNAの公的企業設備額で年度転換した後、『経済センサス（活動調査）』（総務省・経済産業省）における「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計の自県分の対全国比で分割する。

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

また、無形固定資産のうちの鉱物探査は、国民経済計算では石油天然ガス・金属鉱物資源機構の決算書等より求めているが、県民経済計算では鉱物探査を行った地点の特定が難しい（石油天然ガスは国内調査であるが、海域ごとの生産額が不明であり、探索地点の県分を把握するのが困難である）ため、推計対象外とする。

#### （4）一般政府

##### 設備投資の推計

国の一般会計および非企業特別会計の出先機関については直接照会し、地方の普通会計および非企業会計についてはそれぞれの決算書から関係科目を特定の上、記録する。用地費と補償費は総務省自治行政局資料、県主管課資料によって控除する。

「準地域」概念が導入された2015年（平成27年）基準においても、中央政府等の地域事業所において行われる総固定資本形成は資産の所在地に記録することになるため、主要系列表-4（支出）における表章箇所等は2011年（平成23年）基準から変更はない。

##### 研究・開発（R & D）の加算

にコンピュータ・ソフトウェア及びR & Dを加算する。

一般政府の総固定資本形成

$$\begin{aligned} &= \text{の推計値} + \text{コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D 投資額} \\ &\text{コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D 投資額} \\ &= \text{の推計値} \times \text{コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D 投資比率} \\ &\text{コンピュータ・ソフトウェア及びR \& D 投資比率} \\ &= \text{全国値の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR \& D} \\ &\text{投資額} \\ &\quad / \text{全国値の一般政府の総固定資本形成額（コンピュータ・ソ} \\ &\quad \text{フトウェア及びR \& Dを除く）} \end{aligned}$$

<sup>13</sup> コンピュータ・ソフトウェアは企業会計において資産計上されている。加算の必要はない。

投資額が暦年値の場合は、4分の1移動法により年度値とする。

なお、県民経済計算では、「防衛装備品」の支出についての総資本形成への記録については、基礎データの制約等から県別計測は困難であるため、これを記録しないこととする。

## 1.2 在庫変動

在庫変動は、民間・公的別に推計する。

国の名目産出額に対する名目在庫残高の比率を全県同一であるものと仮定して、県の産出額に乗じることで県の在庫残高を推計し、在庫残高デフレーター(年度末)で除すことにより、実質在庫残高を推計し、期末の残高から期首の残高を引くことにより実質在庫変動とする。実質在庫変動に年度平均在庫デフレーターを乗じることにより、在庫品評価調整後の名目在庫変動を推計する。

具体的には以下の方法で、民間、公的別に推計する。

### (1) 名目在庫残高比率

全国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出する。

全国の名目在庫残高比率(暦年末) = 全国の名目在庫残高 / 全国の名目産出額

(注) 当該比率は暦年値であるが、データの制約を踏まえ、年度の比率として援用する。

### (2) 名目残高の算出

自県の名目残高を算出する。

自県の名目在庫残高(年度末) = 自県の名目産出額 × 全国の名目在庫残高比率(1)

### (3) 実質在庫残高の算出

自県の実質在庫残高を算出する。

自県の実質在庫残高(年度末) = 自県の名目在庫残高(2)

／ 在庫残高デフレーター(年度末)

### (4) 実質在庫変動の算出

自県の実質在庫変動(実質)を算出する。

自県の実質在庫変動(フロー) = 年度末実質在庫残高 - 前年度末実質在庫残

(注) ただし、推計開始年度(2011年度(平成23年度))の期首残高(=前年度(2010年度(平成22年度))期末残高)の推計については、2015年(平成27年)基準による開始年度前の名目産出額(2010年度(平成22年度))がないことから、2011年(平成23年)基準による2010年度(平成22年度)推計値からの2011年度(平成23年度)推計値への伸び率で、2015年(平成27年)基準による2011年度(平成23年度)推計値を割り戻して2015年(平成27年)基準の2010年度(平成22年度)の名目産出額とする。

この2010年度(平成22年度)の名目産出額(2015年(平成27年)基準ベース)に全国の名目在庫残高比率(2015年(平成27年)基準の2010年度(平

成22年度)末残高ベース)を乗じることで対応する。

#### (5) 名目在庫変動の算出

自県の名目在庫変動(フロー・在庫品評価調整後)を算出する。

$$\begin{aligned} \text{自県の名目在庫変動(フロー)} &= \text{自県の実質在庫変動} \\ &\times \text{在庫変動デフレーター(年度平均)} \end{aligned}$$

## 2. 税額控除額の推計

県内総資本形成は、控除可能な消費税額を含まない価格で表示する方式(修正グロス方式)による値を表章している。よって、控除可能な消費税額を含む価格で推計した場合(グロス表示)は、「控除可能な消費税額」を控除する必要がある。以下、税額控除額の推計方法を記す。

### 2.1 総固定資本形成

#### (1) 住宅

民間住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

公的住宅

国民経済計算に準じて、税額控除はないものとする。

#### (2) 企業設備

民間企業設備

$$\text{控除額} = \text{投資額(修正グロス表示)} \times \text{投資税額控除比率}$$

投資額は修正グロスで推計しており、総固定資本形成として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「(控除)総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、市場生産者の税額控除額も推計する必要がある。

公的企業設備

仕入れに係る税額の控除対象となるのは、納税義務のある国や地方公共団体の特別会計等分のうち、課税業者の行う投資に係る消費税額についてである。

$$\text{控除額} = \text{投資額(グロス表示)} \times \text{投資税額控除比率}$$

#### (3) 一般政府

税額控除はない。

### 2.2 在庫変動

在庫変動についての投資税額控除比率は全国の比率を準用する。

第2章 県内総生産（支出側）（名目）  
第3節 県内総資本形成

控除額 = 在庫変動額（修正グロス表示）× 在庫変動額の控除比率

在庫変動額の控除比率 = （控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）  
/ 在庫変動（修正グロス表示）

ここで、

- ・（控除）総資本形成に係る消費税（在庫変動）：全国値。
- ・在庫変動（修正グロス表示）：全国値。

在庫変動額は修正グロスで推計しており、在庫変動として税額控除の必要はない。しかし、生産系列「経済活動別県内総生産」の推計で、「（控除）総資本形成に係る消費税」として、一括して表章している。よって、在庫変動の税額控除額も推計する必要がある。

## 第4節 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの移出入については、財貨・サービスの移出入（純）として表章されるが、1.財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）、2.著作権等サービスの移出入（純）、3.FISIMの移出入に分けて推計する。

$$\begin{aligned} \text{財貨・サービスの移出入（純）} &= \text{財貨・サービスの移出（FISIMを除く）} \\ &\quad - \text{財貨・サービスの移入（FISIMを除く）} \\ &\quad + \text{著作権等サービスの移出入（純）} \\ &\quad + \text{FISIMの移出入（純）} \end{aligned}$$

### 1. 財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）

財貨・サービスの移出入（FISIMを除く）は、県産業連関表を基礎に推計する<sup>14</sup>。ただし、準地域で消費される中央政府等最終消費支出相当分の移出額等は、別途推計し加算する。

2015年（平成27年）基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所が産出するサービスは、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録することとなる。

なお、居住者（非居住者）の直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引をいうが、県民経済計算では財貨・サービスの移出入に含まれる。

具体的には、下記のように行う。

#### （1）移出額

産業連関表に基づく移出額の推計

##### ア．産業連関表公表年

(ア) 移出額、生産額を県産業連関表より供給部門別にとる。

(イ) (ア)の供給部門別の移出額、生産額から、移出率（移出額／生産額）を求める。

(ウ) (イ)で求めた経済活動別移出率を、生産系列で求めた経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。

##### イ．中間年

ア.(イ)で求めた移出率を中間年においても準用し、推計年度の経済活動別産出額に乘じ求める。

なお、県産業連関表には、「非居住者の民泊」を含んだインバウンド消費が内包されている。

<sup>14</sup> 観光統計や買物動向調査等で、県外（内）居住者の県内（外）購入の推計等が可能な場合には積上げ推計を行い、その補完として、産業連関表での推計を用いる。

### 政府サービス生産等の産出のうち準地域への移出額の推計

2015年(平成27年)基準の県民経済計算では、中央政府等の生産及び支出について、域内で生産された財貨・サービスが準地域に移出され、準地域で中央政府等最終消費支出として記録されることとなっている。準地域への移出には、非市場生産者(政府)の産出のうち移出されるものと市場生産者の産出のうち移出されるものがある。準地域へ移出される非市場産出は、生産系列で推計する中央政府等の地域事業所の産出から、財貨・サービスの販売及び自己勘定総固定資本形成(R&D)を差し引いた額であり、準地域へ移出される市場産出は、中央政府等が現物社会移転にあてるため購入した財貨・サービスに相当する額である。

$$\begin{aligned} \text{移出総額} &= \text{経済活動別移出額(上記(1)アまたはイ)} \\ &+ \text{非市場生産者(政府)の産出額(中央政府等)} \\ &- \text{財貨・サービスの販売(中央政府等)} \\ &- \text{自己勘定総固定資本形成(R\&D)(中央政府等)} \end{aligned}$$

なお、上記の式における「非市場生産者(政府)の産出額(中央政府等分)」は、生産系列の推計値を使用する。

また、「現物社会移転(市場産出の購入)(中央政府等分)」は、2015年(平成27年)基準の県民経済計算では「経済活動別移出額」に含まれるものであるが、県産業連関表では「部門別移出」(=経済活動別移出)として位置付けられてはいない。

このため、県産業連関表の経済活動別移出額に、中央政府等の現物社会移転(市場産出の購入)相当部分を加えて推計する必要がある。なお、中央政府等の現物社会移転(市場産出の購入)相当額に、現物社会移転を行うために移入した財貨・サービスの購入額が含まれている場合は、移出に当該移入額も加算する。

具体的には、

- ・ 県産業連関表の投入表の各[行]部門(品目、「医療」など)と[列]部門(「中央政府個別的消費支出」)の交点に記録されている計数を経済活動別移出額に加算する必要がある。
- ・ なお、県産業連関表で中央政府等と地方政府等を分けて記録していない場合は、国の産業連関表の比率を用いて、中央政府と地方政府を分離し、上記の方法で県産業連関表の経済活動別移出額に加算する。
- ・ あるいは、県民経済計算で推計している中央政府等の現物社会移転(市場産出の購入)相当額を経済活動別移出に加算する。

### (2) 移入額

産業連関表公表年

ア. 県産業連関表より移入額(ただし、関税および輸入商品税を除く)、中間需要額と最終需要額(ただし、移出額を除く)の部門別合計額(行和)をとり、経済活動別移入率(関税および輸入商品税を除く移入額)/(中間需要額+移出額を除く最終需要額)を求める。

イ．ア．で求めた経済活動別移入率に、生産系列で推計した経済活動別中間投入額、上記の第1節、2節、3節で求めた民間最終消費支出額、一般政府の最終消費支出額、総資本形成額を下記の方法で経済活動別に分割した額を乗じ、経済活動別移入額を算出する。

経済活動別中間投入額の合計、民間最終消費支出額、一般政府の最終消費支出額、総資本形成額の部門分割は、県産業連関表の各部門の列構成比で按分する。

中間年

で求めた経済活動別移入率及び県産業連関表の列構成比を中間年においても準用し、経済活動別中間投入額合計、民間最終消費支出、一般政府の最終消費支出、総資本形成を部門分割した額に経済活動別移入率を乗じ求める。

## 2．著作権等サービスの移出入（純）

2015年（平成27年）基準では、娯楽作品の原本（映画原本、テレビ番組原本、音楽原本及び著作原本）を総固定資本形成として記録することになった。これにともない、娯楽原本の使用に対する支払を「著作権等サービス」の産出として記録することになった。移出入にも著作権等サービスを含める。なお、著作権等サービスの移出入（純）は、財貨・サービスの移出額・移入額の推計過程で用いる全国値に内包されている。

## 3．FISIMの移出入

FISIMの移出入は、移出、移入別でなく、「移出入（純）」（＝移出－移入）として推計する。

FISIMの移出入（純）は、前記の生産系列と分配系列の推計結果から、FISIMの県内産出額と県内消費額の差額として推計する。なお、FISIM輸出入（純）（フィナンシャルリースのFISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM消費額に概念上、内包されている。

FISIM移出入（純）＝FISIM県内産出額－FISIM県内消費額の合計

FISIM県内消費額＝県内生産活動部門のFISIM中間消費額  
＋最終需要部門のFISIM消費額

（注）式の最終需要部門のうち「移出」の項目は、「移出入（純）」として記録される。

## 第5節 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。

統計上の不突合 = 県内総生産（生産側）

- （民間最終消費支出 + 地方政府等最終消費支出  
+ 県内総資本形成 + 財貨・サービスの移出入（純））

## 第6節 域外からの要素所得（純）

県民所得 - 県内所得 = 県民純生産（要素費用表示） - 県内純生産（要素所得表示）  
による。

## 第3章 連鎖方式による実質県内総生産（支出側）

### 1.概要

県民経済計算においては、需要項目別の実質県内総生産（支出側）（ただし、財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合を除く）を連鎖方式によって求める。

主要系列表 - 5「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」の需要項目の実質化について、その概要は以下のとおりである。

連鎖方式による実質化の計算手順は生産系列第10章と同様であり、使用するデフレーターは全国値を価格指数として用いることとする。

#### （1）民間最終消費支出の実質化

家計の13目的別最終消費支出について連鎖方式で実質化し、その上位項目である家計最終消費支出は、13目的別を連鎖統合する<sup>15</sup>。民間最終消費支出は家計最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出を連鎖統合する。

#### （2）地方政府等最終消費支出の実質化

地方政府等最終消費支出で連鎖方式の実質値を推計する。

#### （3）県内総資本形成の実質化

総固定資本形成については、民間、公的において、内訳項目について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。そして、民間、公的を連鎖統合する。

在庫変動については、民間企業及び公的（公的企業・一般政府）について連鎖方式で実質化した後、連鎖統合する。

県内総資本形成については、総固定資本形成と在庫変動を連鎖統合する。

#### （4）財貨・サービスの輸出入（純）及び統計上の不突合の実質化

県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記（1）～（3）の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

<sup>15</sup> 連鎖実質値は加法整合性がない。上位項目に統合する時には、固定基準年実質値の前年基準の実質値を加算して実質値を求め、その伸び率を開始年から順次毎年掛け合わせるにより実質値を計算する。この方法を連鎖統合という。なお、参照年を100.0として基準を調整する。

## 2.各需要項目の連鎖方式による実質化について

(1) 民間最終消費支出

下記(2)と(3)を連鎖統合して求める。

(2) 家計最終消費支出

家計最終消費支出の実質値は、13目的別家計最終消費支出について、全国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

デフレーター：全国値。

(3) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

(4) 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、全国値の政府最終消費支出のデフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。

(5) 県内総資本形成

下記(6)総固定資本形成と(7)在庫変動を連鎖統合する。

(6) 総固定資本形成

総固定資本形成の実質値は、まず、民間・公的それぞれにおいて各内訳項目の民間住宅、民間企業設備、及び公的住宅、公的企業設備、一般政府について、全国値の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合することによって民間・公的を求める。そして、民間及び公的を連鎖統合して総固定資本形成を求める。

(7) 在庫変動

民間企業、公的（公的企業・一般政府）別に在庫残高デフレーター（年度平均）を用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。

(8) 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差

(9) 県内総生産（支出側）の実質値については、県内総生産（生産側）実質値（連鎖方式）とし、上記(1) (4) (5)の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」とする。

(9) 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）の実質値は、連鎖方式による県内総生産（生産側）実質値とする。